

ユスタ事件再考¹

五十君 麻里子

目次

- I. ユスタ事件
 - 1. 従来の理解によるユスタ事件
 - 2. 史料
 - 3. いまだ残る「謎」
- II. ユスタ事件の法律問題
 - 1. *alimenta* と解放奴隷
 - 2. *familia* の拡張
 - 3. ユスタ事件再構成
 - 4. 「謎」の解明

¹ 本研究は、第4回日本ローマ法研究会（2021年3月15～16日）での示唆を受け着手したものであり、2021年7月22日の九大ローマ法研究会、第5回日本ローマ法研究会（2022年3月15日）でも同テーマでの報告の機会を得た。研究の端緒を与えてくださった粟辻悠氏、貴重なコメントで筆者を鼓舞された森光氏、常より日本ローマ法学会の運営にご尽力くださっている佐々木健氏をはじめ、参加諸兄姉に謝意を表したい。

文献については末尾に記載し、注では「 」または“ ”を付して示した。略語は *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Romanistische Abteilung. Regeln für die Manuskriptgestaltung* 2018年版に従った。

なお本研究の成果はドイツ語で“*Igimi*”、英語の簡易版として <https://www.openaccessgovernment.org/freed-slave/125989/> (last visited on 2, 28, 2024)でも公表している。

III. 個別問題

1. sp.f.の理解
2. 子の奪取？

VI. おわりにかえて～ユスタと解放奴隸たち

I. ユスタ事件

ユスタ事件とは、紀元後 79 年のヴェスヴィオ火山噴火により埋没したナポリ湾沿岸の都市の一つヘルクラネウムに生きたペトロナ・sp.f.・ユスタ（以下「ユスタ」）をめぐる事件である。従来の説によると、その事件の概要は次のとおりである²。

² 邦語でもすでに「樋脇」が本事件について詳しく論じているほか、初学者向けの事例集『ヨーロッパ史のなかの裁判事例。ケースから学ぶ西洋法制史』においても「カイザー」が本事件を扱う。史料の訳出にあたっては、両先行研究を参考にした。史料については“Pugliese Carratelli”に全面的に拠った。

本史料の解釈の方向性を決定づけたのは Vincenzo Arangio-Ruiz であり、“Arangio-Ruiz (1948)”、“Arangio-Ruiz, RIDA”、“Arangio-Ruiz (1951)”、“Arangio-Ruiz (1953)”、“Arangio-Ruiz (1959)”の 5 本の論文を著している。また、“Guarino, Giusta”は 1953 年 12 月 7 日に RAI 3 でラジオ放送されたユスタ事件に関するドキュメンタリー番組のシナリオの再録で、同番組には Arangio-Ruiz、Pugliese Carratelli、ナポリ国立博物館職員の他、ユスタやテミス役の俳優も出演していた。1950 年代当時の関係者が本事件をどのように捉えていたのか知る上で、興味深い。さらに、Arangio-Ruiz が本事件に強い思いを寄せていたことは Antonio Guarino による追悼文“Guarino, Arangio” 25 にも現れている。

1. 従来の理解によるユスタ事件

ユスタは、ペトロニウス・ステファヌス（以下「元主人ステファヌス」または「ステファヌス」）の解放奴隷ペトロニア・ウィタリス（以下「母ウィタリス」）を母とする私生子である³。ユスタは、幼い頃母ウィタリスと引き離されるなどの憂き目にあいながらも⁴、いまや元主人ステファヌスの妻カラトリア・テミス（以下「テミス」）を、自らが生来自由人（*ingenua*）であると主張して訴えている⁵。訴訟原因については諸説あるが⁶、一様に、自らの身分が生来自由人であることを確認しようとするユスタと、それに立ちはだかり解放奴隷に貶めようとするテミスの争いと理解されてきた。

なお、Arangio-Ruizによるヘルクラネウム文書に関する論文はここに挙げたユスタ事件を扱うもの以外にもある（cf. 同 *Studi epigrafici e papiologici*）。

³ 「榎脇」11以下。“Arangio-Ruiz(1948)”328, “Arangio-Ruiz(1959)”228: “*ex incerto patre*”, “Metzger”153: “*illegitimate daughter*”などの表現を参照。

⁴ たとえば「榎脇」1は「一家離散」と表現する。

⁵ “Crook”48f.と“Metzger”151は原告不明と認めるのに対し、唯一“Herrmann-Otto”404は、テミスを原告としている。その他の見解は一致してユスタが原告であったものと推定する。

⁶ “Arangio-Ruiz(1948)”129は *praeiudicium an ingenua sit* とし、元主人に対する解放奴隷の義務を挙げる。

“Boyé”30f.は、何の事件に関する訴訟なのか不明であることを認め、史料欠如の可能性を指摘する。他にも「カイザー」51f.、“Gardner, Women”224f.参照。

原告「ユスタ側の」証人は5名であり、以下の3つの論拠のいずれかを用いて、各自、ユスタが生来自由人であることを知っているとする⁷。すなわち、1) 元主人ステファヌスが単独の母ウィタリスを解放するというのを聞いた⁸。2) 母ウィタリスが元主人ステファヌスとユスタを取り戻す交渉を行ったとき同行し、元主人ステファヌスが「娘の代わり (filiae loco)」というのを聞いた。3) その交渉中、母ウィタリスが元主人ステファヌスとその妻テミスに養育費 (alimenta) を支払う旨申し出た。というものである⁹。それに対して、「テミス側の」証人は2名であり、いずれもユスタはテミス自身の解放奴隷であるとし、ユスタが生来自由人であることを否定する。

このような事件を想定すると、事件の核心はユスタの出生と母ウィタリスの解放の先後のみで決することのできる事実問題のよう

⁷ 筆者はこれら証人がユスタ側ではないと理解するため、通説の理解であることを示す意味で「ユスタ側」と記す。

⁸ ここで重要なのは「単独の母ウィタリス」を解放すると聞いたことであって、解放の時点で母ウィタリスがユスタを伴っていなかった、すなわちユスタの出生が母ウィタリスの解放後であったことを証明しているものと理解されている (Cf. “Arangio-Ruiz(1953)” 433ff.)。

⁹ たとえば“Arangio-Ruiz(1959)” 226 は、alimenta の支払いによって、母ウィタリスは女兒が生物学的にも法的にも自らのものであることを明確にしたかっただろう、と理解している。しかし貧しい解放奴隷が alimenta を完全に補填することは難しく、形式的な支払いに過ぎなかったであろうとも推測する (“Arangio-Ruiz(1953)” 434)。

に思われるが、解放証明書、出生証明書などの証拠がなく¹⁰、また元主人ステファヌスも母ウィタリスもすでに死亡していたため¹¹、決め手を欠く。かくして、現代のローマ史・ローマ法の研究者に恰好の研究対象を提供することとなったわけである。

2. 史料¹²

ヘルクラネウムで発見されたユスタ事件の史料は、ヘルクラネウム文書 (TABVLAE HERCVLANENSIS、TH と略す) 13 から 30 の 18 文書¹³である。このうち TH 21、22、25-30 の 8 文書には文書作

¹⁰ “Gardner, Proofs”1-14 に詳しい。

¹¹ たとえば“Arangio-Ruiz(1948)” 131f.参照。本来であれば事情を最もよく知る元主人ステファヌスと母ウィタリスの証言があるべきところ、これがなく、署名者としても記載がないことから、二人とも死亡していたものと、すべての研究が一致して推定している。

¹² 史料は“Pugliese Carratelli” 168-183 による。“Arangio-Ruiz(1959)” 226ff.の校訂も参考にすべき点が大いにあるが、ユスタ事件について本稿では Arangio-Ruiz の理解を取らないため、注で紹介するに止める。拙訳で補った箇所は [] で示す。

これらの文書は 3 枚綴りの蠟板に書かれており、外側のインクは炭化により欠落しているものが多いが、内部の鉄筆の跡 (graphium) が残っている。蠟板については、「宮坂」図 4 がわかりやすい。ヘルクラネウム文書が見出された経緯に関しては“Arangio-Ruiz RIDA” 9ff.参照。さらに同史料が発見された「200 年祭の家」については“Costabile”191, 193, 195ff.参照。また史料の背景については「森(10)」が詳しい。

¹³ 「樋脇」p.1 は 17 枚とし、TH 30 を入れない。確かに TH 30 は別

成時の証人名および署名封印者名のみが残されているため¹⁴、実質的な検討の対象となるのは再出頭担保問答契約(vadimonium)を記した HS 13-15 と証人の陳述書にあたる HS 16-20、23-24 である。

TH 13¹⁵ テミスの再出頭問答契約¹⁶

p. 3.

の場所で発見されたが、“Pugliese Carratelli”¹⁶⁵ はユスタ文書に属する史料だと理解しており、“Arangio-Ruiz(1959)” 242 Fn. 24 をはじめ、これを採用している。

¹⁴ 署名しか残っていない「失われた陳述書」について “Arangio-Ruiz(1951)”が詳細に検討し、TH 23,24 の署名者については重複が TH 27 にしか見られないこと、exteriores の筆跡が TH 17-20 まで一致していることなどから、TH 22 までがユスタ側の、TH 23 以降がテミス側の証言と理解している。しかし、解放奴隷テレスフォルスの陳述書 TH 16 については署名者も筆跡も異なるため、他の理解の可能性もあるのではないか。

¹⁵ 本史料は欠落が多いが、TH 14 と類似点が多いことから TH 14 を元に復元された (“Pugliese Carratelli” 169)。“Metzger” 164 は TH 14 の出頭日が nefas の閉廷日であったため、TH 13 はこれを修正したものではないかと推測しているが、“Donadio”1552ff.は同説を批判し、従来通り TH 13 は TH 14 の複製であるとの見解を支持している。

¹⁶ 以下、便宜のため、それぞれの史料にタイトルを付す。文書の内容について、綴じた蠟板の背あるいは 4 ページ目の左半分には書かれていたが、炭化するなどして失われているものもあるため (“Pugliese Carratelli”166)、史料的根拠がある場合のみ注に示す。TH 13 についてはいずれも失われている。

[ある] 場所、時刻に [出頭すべきことを担保し] 1000 セステルティウスが与えられることを、ペトロニア・ユスタが要約し、C・ペトロニウス・テレスフォルスが誓約する。
C・ポンポニウスと L・マンリウス・パトルイヌスがコンスルの年の 9 月 7 日に作成。

p. 5.

再出頭担保問答契約、カラトリア・テミスへ

次の 12 月 3 日の第 2 時にローマのアウグストゥス広場の都市係法務官法廷の前 [に出頭すべきことを担保し] 1000 セステルティウスが与えられることを、自らが sp.の娘ペトロニア・ユスタであると言う者が要約し、カラトリア・テミスは [婦女] 後見人 C・ペトロニウス・テレスフォルスの助成を受け誓約する。再出頭担保問答契約作成、C・ペトロニウス・テレスフォルスへ。同日同場所同時刻に 1000 セステルティウスが与えられるとペトロニア・ユスタが要約し、C・ペトロニウス・テレスフォルスが誓約する。

C・ポンポニウスと L・マンリウス・パトルイヌスがコンスルの年の 9 月 7 日に作成。

TH 13¹⁷

3.

locum [horam HS M]

dari stipul[ata est] Petr[onia]

Iusta, spo[pondit C. Petronius Th]-

¹⁷ 以下、全ての TH 史料について“Pugliese Carratelli”に従って枠内に示す。

elesphorus.

Act. ui[i Idus Sept.]

C.Pomponi[o ~]

[co]s.

L. M[anlio Patruino]

5.

V. [f.C]a[l]a[toriae Themidi]

[in iii Non. Dec. prim. Romae in foro]

Au[gusto ante trib]unal pr. u[rb. ho]-

ra secunda HS M da[ri stipula]ta es[t]

ea quae se P[etr]on[iam Sp.f. Iustam]

esse dicat, sp[opo]ndit Cala[toria]

Themis tutore autor[e C. Petro]-

nio Thelesphoro. V. f. C. Petr-

onio Thelesphoro. in eum diem

locum horam HS M dari stip-

ulata est [Pe]tronia Iusta, sponpon-

dit C. Petr[onius T]helesphor[us].

A[ct. uii I]d[us Sept.]

C. Pomponio [~ L.Man]lio Patr[ui]no co[s].

TH 14 テミスの再出頭問答契約¹⁸

p.2.

再出頭担保問答契約、カラトリア・テミスにより作成さる。次の12月3日にローマのアウグストゥス広場の都市係法務官法廷の前に第2時に〔出頭すべきことを担保し〕1000セステルティウスが与えられることを、自らがsp.の娘ペトロニア・ユスタであると言う者が要約し、カラトリア・テミスは〔婦女〕後見人C・ペトロニウス・テレスフォルスの助成の下誓約する。

¹⁸ 2枚目の板の背に Vad[imonium] Calatoriae とある(“Pugliese Carratelli”170)。

再出頭担保問答契約 C・ペトロニウス・テレスフォルスによって作成。

p.3.

同日同場所同時刻に、1000 セステルティウスが与えられることをペトロニア・ユスタが要約し、C・ペトロニウス・テレスフォルスが誓約する。

C・ポンポニウス・...と L・マンリウス・パトルイヌスがコンスルの年の 9 月 7 日に作成。

p.5.

再出頭担保問答契約 カラトリア・テミスにより作成さる。次の 12 月 3 日、アウグストゥス広場の都市係法務官の法廷の前に第 2 時に [出頭することを担保し] 1000 セステルティウスが与えられることを自らが sp.の娘ペトロニア・ユスタであると言う者が要約し、カラトリア・テミスは [婦女] 後見人である C・ペトロニウス・テレスフォルスの助成の下、誓約する。

再出頭担保問答契約作成、C・ペトロニウス・テレスフォルスへ。同日同場所同時刻に 1000 セステルティウスが与えられることをペトロニア・ユスタが要約し、後見人である C・ペトロニウス・テレスフォルスが誓約する。

C・ポンポニウス・...と L・マンリウス・パトルイヌスがコンスルの年の 9 月 7 日に作成¹⁹。

TH 14

¹⁹ 紀元後 74 年 (Cf. “Metzger”153, Fn. 5) または 75 年 (“Piganiol”566, “Boyé” 33, 「樋脇」 Fn.7 参照)。

2.

Vadimonium factum Calatoriae Themidi in iii Non. Decembr. prim. (*vacat*) R[o]mae in foro Augus. ante tribunal praetoris urbani hora secun[d]a HS M dari stipulata es[t] ea q[uae] se Petroniam [Sp. f. Iustam] esse dicat, s[po]po[ndit] Calatoria [Them]is t. a. C. Petronio Tel[e]sph[o]ro. V. f. [C. Petronio Telesphoro].

3.

[in eum diem locum horam HS M] dari s[tipulata est Petro]-nia [Iusta, spondit] C. [Pe]tronius [Telesphorus]. Act. uii [Idus Sept.] C. Pomponio [o ~] c[os.] L. Man[lio] Patr[ui]no

5.

V. f. [Calatoriae Themidi in iii Non. Dec. pr. in] foro Augus[t]o ante tribunal pr. urb. h[ora] ii HS M dari stipu- lata est ea q[uae] se Pe[t]r[oniam] Sp. f. Iustam [e]sse dicat sp[opon]d[it] Calatoria T[hem]is t. [a. C. Petro]- [n]i[o] Telespho]ro. (*uacat*) [V. f.] C. [P]e[t]r[onio] T[e]l[e]sph[oro] in [eum] diem [l]ocum hor[am] HS M] dari stipu[l]ata est [Petroni]a [Iu]sta, [s]popondit C. Petronius [Telesphorus].

Act. uii I[dus] S[e]pt.
C. Pompon[i]o [~]
cos.
L. Manlio Patr[ui]n[o]

TH 15 マルクス・カラトリウス・スペウドン²⁰の再出頭担保問答契約

p.2.

再出頭担保問答契約、M・カラトリウス・スペウドンにより作成される。

次の 3 月 12 日、ローマのアウグストゥス広場のマルス・ウルトル神殿前に第 3 時 [出頭すべきことを担保し]

1000 セステルティウスが与えられることを、自らが sp. の娘ペトロニア・ユスタであると言う者が要約し、

p.3.

M・カラトリウス・スペウドンが誓約する。

アウグストゥスの息子カエサル・ドミティアヌスの 3 回目と、L・カッシディエヌスがコンスルの年の 3 月 12 日作成。

p.4.

M・ブロッサス・スカウルス

N・マグス・プリスクス

L・ハテルス・フォルトゥナトゥス

...トレベルス・ア...ガトゥス

Sex・クロエルス・オネシムス

Sex・クロエルス・アデスポトゥス

²⁰ Spondon か Speudon か不明 (“Pugliese Carratelli” 171)。

...アクトゥス・シンプレクス

p.5.

再出頭担保問答契約、M・カラトリウス・スペウドンにより作成さる。次の 3 月 12 日、ローマのアウグストゥス広場のマルス・ウルトル神殿前に、第 3 時 [出頭すべきことを担保し]、1000 セステルティウスが与えられることを、自らが sp.の娘ペトロニア・ユスタであると言う者が要約し、M・カラトリウス・スペウドンが誓約する。

アウグストゥスの息子カエサル・ドミティアヌスの 3 回目と L・カッシディエヌスがコンスルの年の 3 月 12 日作成²¹。

TH 15

2.

Vadimonium factum

M. Calatori[o Sp]eudonti

in iiii Id[u]s Mar[tias] primas.

Rom[a]e in foro Augusto

ante ae[d]e Ma[rtis]

Vltoris h[ora t]er[tia]

HS M dari stip.est

ea quae [s]e Petronia

[m Sp.f. Iu]stam

²¹ 紀元後 75 年 (Cf.“Metzger”153, Fn. 5) または 76 年 (「樋脇」Fn.7 参照)。なお、本再出頭担保問答契約の作成日と出頭期日が同じ 3 月 12 日である点について Arangio-Ruiz は当初、同じ年のその日のうちにと考えていた (“Arangio-Ruiz(1951)” 118)。しかしながら、“Paganiol” 566 の指摘を得て、作成日から 1 年後の同日が出頭期日であったものと、見解を変更している (“Arangio-Ruiz(1959)” 229)。

3.
 esse d[icat], spop.
 M. [Calatoriu]s S[peudon].
 Act. ii[iii Idu]s Mart.
 Caesare Aug. [f. Domitiano iii] ²²
 cos.
 L. Cassidieno [~]
4.
 M. Blossi Scauri
 N. Magi Prisci
 L. Hateri Fortuna-
 ti
 [. T]r[e]belli A[...].
 gath[i]
 [S]ex. Cloeli Onesimi
 Sex. Cloe[li] Ad[es]po
 ti
 [.] Acuti Sim[pl]icis
5.
 V. f. M. Calatorio Speudonti
 in iiiii I[d]u[s] Mart. primas
 R[o]mae in foro Aug. ante
 ae[d]es M[arti]s Vltoris hora
 tertia HS [M d]ari st[i]p. est
 ea quae [se Pe]tr[oni]am Sp. f.
 [Iusta]m e[sse] d[icat], s[p]op.
 M. Calator[ius] Spe[udon].
 Act. iiiii Idus Mart.
 Caesare Aug. [f. Domitia]no iii
 L. Cassidieno [~. cos.]

²² “Arangio-Ruiz(1959) 229 では”Domitiano iii”の後に”I”を挿入。

TH 16 ガイウス・ペトロニウス・テレスフォルスの陳述書²³

p.2.

私、C・ペトロニウス・テレスフォルスが、[次のことを] 書き、
皇帝アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓した。
私は、件の少女ユスタが私の同僚解放奴隷であるペトロニア・ウ
ィタリスから生来自由女として生まれたことを知っており、ま
た私は、ペトロニウス・ステファヌスとカラトリア・テミスに対
して、alimenta を受け取て [=recipret] 彼女の娘を返還するよう
仕向けた²⁴。このことから私は知っている、件のユスタなる女が

p.3.

ペトロニア・ウィタリスから生来自由女として生まれたことを。
かくのごとく主張される

p.4.

証言

P・ファンヌス・プデン

C・ペトロニウス

ス

テレスフォルスの

C・ノウス・アバスカン

トゥス

M・バプス・ブラエス²⁵

²³ 本史料 p.4 参照。

²⁴ “Arangio-Ruiz(1959)” 235 は、“Stephano et Calatoria Themide
exsegisse uti alimenta recipret et ei filiam suam restitueret”で、本来複数で
あるべき”recip(e)ret” (注 27 参照) と”restitueret”が単数なのは、妻が
同席していたにもかかわらず、書き手であるテレスフォルスがステフ
ァヌスのみを主体と考えていた現れではないかとする。

²⁵ TH²45 にも登場しており (“Camodeca, TH” 226) ここは M. Badi

M・スイットゥス・ファウストゥス

C・メッセヌス・フィロロ

グス

C・ノウス・セレクトゥス

C・ペトロニウス・テレス

フォルス

TH 16

2.

[C. P]etronius Telesphorus
scripsi et [iu]raui per geni-
um Imperatoris Aug. liberorum-
que eius me scire puella
Iusta d. q. a.²⁶ ex Petronia
Vitale colliberta mea
ingenuam natam esse
meque cum Petronio
Stephano et Calatoria
Themide exsegitse *uti*
alimenta recipret²⁷ et
ei filiam suam restitu-
eret, ex hoc me scire
mulierem Iustam

3.

d. q. [a. in] genuam
nata[m] esse ex
Petronia Vitale.
q. r. a. ²⁸

Blas[ti]とすべきとする (229 Fn. 76)。

²⁶ de qua agitur

²⁷ 正しくは reciperet

²⁸ quae res agitur

4. [Testimónium. [C. Pe]troni. [Te]lesphori.	P. Fanni Pud[e]nt- is C. Noui Aba[sc]a[n]- ti M. Babi Blae[s]i M. Sitti Fausti [C.] Messeni Philolo- gi [C.] Noui Selecti [C.] Petroni Teles- phori
---	---

TH 17 マルクス・ウィニクス・プロクルスの陳述書²⁹

p.4.

マルクス・ウィニクス・
マルクス息・プロクルス
の証言

M・ウィニクス・プロクルス
N・マグス・プリスクス
Q・アクタエウス・スペラトゥス
Q・アクタエウス・ヒッポ～
M・アントニヌス・ピュラムス
Q・フェストゥス・フォエブス
L・ウィルス・プリミゲヌス

p.5.

マルクスの息である私、M・ウィニクス・プロクルスは [次のこ
とを] 書き、至高至善のユピテル神と皇帝ウェスパシアヌス・カ
エサル・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓
した。私は常々カラトリア・テミスの夫でありウィタリスの元主

²⁹ 本史料 p.4 参照。

人であるペトロニウス・ステファヌスと親しくしていたこと、ヘルクラネウムで彼に同席していたこと。[et deside-[~] m[e]a de manu uoca-[~, ibi] は訳出不能] 私は、ペトロニウス・ステファヌスが「?月のイドゥスの前日にウィタリスについて、私たちは、私たちが単独の[奴隷として]持っているあの者を、解放するであろう」と言うのを聞いたこと。その次のイドゥスの日に、彼女が解放されたこと。

このことから、私は件の女がペトロニア・ウィタリスから生来自由人として生まれたことを、私は知っている、と。

かくのごとく主張される。

TH 17	
4.	
Test. M. Vinici	M. Vinici Proculi
M. f. Proculi	N. Magi Prisci
	Q. Actaei Sperati
	Q. Actaei Hi[p ~]
	M. Antoni [Pyra] <i>mi</i>
	Q. Festi Phoebi
	L. Viri Prim[ige]ni
5.	
[M. Vi]nic[iu]s M. [f.] Proculus scripsi	
[et iuravi per Iuem O. M. et (?) genium] Imp. Vespasiani	
[Caesaris Augusti liberorumqu]e eius mihi	
[semper ³⁰ (?) domesticitatem fuis]s[e] cum Petro-	
[nio Stephano marito Calat]oriae Themidis	
[et patrono Vitali]s ³¹ Herculani-	

³⁰“Arangio-Ruiz(1959)” 238 は“semper”ではなく“multis annis”と読む。

³¹“Arangio-Ruiz(1959)” 238 は“[et patrono Vitali]s”を“[et patrono

[que me ei adfuisse cum (?) ~]³² et deside-
[~] m[e]a de manu uoca-
[r~, ibi] me audisse dicen-
t[em Pet]roni[um S]t[ep]hanum pr. Idus
[(*nomen mensis*) de Vital]e (?) ‘qua[m nos m]anumissuri
sumus, e[am s]o[l]am³³ habemus’, Idusque postea
eam man[umis]sam, [e]x eo me scire
mulierem d. q. a. e[x] Petronia Vitale
ingenuam [natam ess]e. q. r. a.

TH18 ユリウス・サビーヌス (?) の陳述書³⁴

p.4.

Ti.]ユリウス・サビーヌス

Ti・ユリウス・プロクルス

M・ストラックス・サビーヌス

N・マグス・プリスクス

M・アントヌス・ピュラムス

Ti・ユリウス・アティメトゥス

M・カエスス・アルキムス

p.5.

～は [次のことを] 書き、至高至善のユピテル神と皇帝ウェスパシアヌス・カエサル・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓した。ウィタリスの元主人であるペトロニウス・ステファヌスならびにカラトリア・テミスと何年も親しくしてい

Petroniae] Vita[li]s”と読む。

³²“Arangio-Ruiz(1959)” 238 は[]内の部分の補完を避けている。

³³ “Arangio-Ruiz(1959)” 238 は“ e[am s]o[l]am”を“unam”。

³⁴ 本史料 p.4 参照。

たこと、ヘルクラネウムでペトロニウス・ステファヌスと同席していたこと、そこでペトロニウス・ステファヌスが「?月のイドゥスの前日にウィタリスについて、私たちは、私たちが単独の [奴隷として] 持っているあの者を、解放するであろう」と言うのを聞いたこと。その後彼女が解放されたこと。

このことから、私は件の女がペトロニア・ウィタリスから生来自]由人として生まれたことを、私は知っている、と。かくのごとく主張される。

TH 18

4.

[Ti.] *Iuli Sabini*

Ti. *Iuli Proculi*

[M]. *Stlacci Sa[b]ini*

N. Magi Pri[sci]

[M. Ant]oni *Pyram[i]*

[Ti.] *Iuli Atimeti*

[M. Ca]esi *Alcimi*

5.

[~ scripsi et iuravi per Iouem O. M. et (?)]

[per genium Imp. *Vespasia]ni Caesaris Au[g]us[ti]*

[liberorumque eius mihi abhinc] multis *anni[s]*

[domesticitatem fuisse cum *Petron]io Stephano [et]*

[*Calatoria Themide pa] t[ro]nis Vi[ta]-*

[*lis Herculanique me adfuisse Petr]onio Stephano*

[*cum (?) ~]n[e]*

[~ , ibi] me audisse di-

[centem *Petronium Stephanu]m pr. Idus*

[(*nomen mensis*) de *Vitale* ‘quam nos] manumissuri sumus,

[eam solam habemus’, *Idibusque] postea ea[m]*

[manumissam esse (?), ex eo me scire *mulier]em*

[d. q. a. ex *Petronia Vitale ing]enuam*

[natam esse. q. r. a.]

TH19 プブリウス・アッリウス・マンケプスの陳述書

p.5.

プブリウス息である私、P・アッリウス・マンケプスが [次のことを] 書き、至高至善のユピテル神と皇帝ウェスパシアヌス・カエサル・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓した。私は、[母ウィタリスが] カラトリア・テミスに対して彼女の幼い娘について自らの元に置きたいと言った場でペトロニア・ウィタリスに同席したこと。そこで私はペトロニウス・ステファヌス、テミスの夫が、ペトロニア・ウィタリスに「なぜお前は娘を妬むのだ。私たちが彼女を *filiae loco* にしているときに」と言うのを聞いたこと。このことから私は、件の女がペトロニア・ウィタリスから生来自由女として生まれたことを知っている。かくのごとく主張される。[[~e]tis posita[. (?)]]訳出不可

TH 19

5.

[P. Ar]rius P. f. M[ance]ps (?) scripsi iurauique
per Iouem [O. M. e]t *genium* Imp. Vespasiani
 [Ca]e[s. Aug. liberoru]mque eius me *adf[ui]sse*
 [Pe]tron[ia]e V[itali] cum [hab]eret cum Ca[latoria]
 Themide *de puella [fi]lia sua || sibi||, ibi me*
audisse [d]i[c]ente[m] P[etronium] Stephanum
m[a]r[itum] Themid]is Petroniae Vitali
 ‘*quid inuides fi[liae, c]um eam nos filiae*
[loco] faciamus’, ex eo me] scire mulierem d. q. a.
 [ex Petronia Vitale] *ingenuam natam esse.*
 [q. r. a.]
 [[~e]tis posita[. (?)]]

TH20 クイントゥス・タムディウス・オプタトゥスの陳述書³⁵

p.2.

私、Q・タムディウス・オプタトゥスが[次のことを]書き、皇帝ウェスパシアヌス・カエサル・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓した。私は、[母ウィタリスが]カラトリア・テミスに対して彼女の幼い娘について自らの元に置きたいと言った場でペトロニア・ウィタリスに同席したこと。そこでペトロニウス・ステファヌス、テミスの夫がペトロニア・ウィタリスに「なぜお前は娘を妬むのだ。私たちは彼女を

p.3.

filiae loco にしているときに」と言うのを聞いたこと。このことから私は、件の女がペトロニア・ウィタリスの娘であり生来自由人であることを知っている、と。かくのごとく主張される。

p.4.

Q.タムディウス・

Sex. ～

オプタトゥスの証言

p.5.

Q・タムディウス・オプタトゥスが[次のことを]書き、至高至善のユピテル神と皇帝ウェスパシアヌス・カエサル・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて宣誓した。私は、[母ウィタリスが]カラトリア・テミスに対して彼女の幼い娘について自らの元に置きたいと言った場でペトロニア・ウィタリスに同席したこと。そこでペトロニウス・ステファヌス、カラトリア・テ

³⁵ 本史料 p.4 参照。

ミスが夫がペトロニア・ウィタリスに「なぜお前は娘を妬むのだ。私たちは彼女を *filiae loco* にしているときに」と言うのを聞いたこと。このことから私は、件の女がペトロニア・ウィタリスから生来自由女として生まれたことを知っている。かくのごとく主張される。

TH 20

2.

Q. Tamudius Optatus scripsi iura-
uique per genium Imp. Ves-
pasiani Caes. Aug. liberorumque
me adfuisse Petroniae Vitali
cum haberet cum Calatoria
Themide de *pu[e]lla* filia
sua, ibi me audisse dicen-
tem Stephanu [*mari*]*t[um]*
Themidis Petroniae
Vitali ‘*quid* inuides *f[i]*-
liae, cum eam nos

3.

filiae loc[o fa]ciamus’,
ex eo me [*scire*] mulie-
rem q. d. a. Petroniae
Vitalis *fi[l]iam* et
ingenuam esse. q. r. a.

4.

Testimónium.
Q. Tamudi Opta-
ti

[S]ex. [~]
*

5.

Q. Tamdiu[s Optatus scripsi iura]uique pe[r]

Iouem O. M. et genium [Imp. Vespasiani]
 Ca[es. Aug. liberorumque eius] me
 adfuisse Petroni[ae Vitali cum haberet]
 cum Calato[ria Themide de puella filia sua],
 i[bi me audisse dicente]m Petronium
 Stephanum [maritum Calaro]riae Themidis
 Petroniae Vitali [‘quid inuides fi]liae,
 cum eam [nos filiae loco faciamus’], ex eo
 me scire muliere [d. q. a. ex Petro]nia
 Vitale ingenuam [natam esse].
 q. r. a.

TH23 セクストゥス・ウィビディウス・アンプリアトゥスの陳述書
 36

p.2.

私、Sex・ウィビディウス・アンプリアトゥスが [次のことを]
 書き、皇帝ウェスパシアヌス・アウグストゥスおよびその子孫の
 守護神にかけて宣誓した。私は常々ペトロニウス・ステパヌス
 [=Stepano] と彼のづま [=uxsore] カラトリア・テミスのイエ
 に属していた。また私は・・・の時そこにおり、

p.3.

cum [~s]tae thetes (?) nat[u] (?) emptore³⁷そのことから私は少女

³⁶ 本史料 p.4 参照。さらに 2 枚目の板の背に[Test]im. Sex. Vibidi
 Ampliati とある (“Pugliese Carratelli”179)。

³⁷ “Arangio-Ruiz(1948)” 129-131 は “[~s]tae / thetes (?) nat[u] (?)
 emptore”とし、母ウィタリスが比較的最近購入されたものと理解して
 いたが、“Arangio-Ruiz(1959)” 240 で“[~ Calator]iae /The<m>idis
 nom[encl]atore:”との異なる校訂を提示し、テミスが名指し奴隷を所有
 していたと理解した。これを根拠に他の先行研究も、テミスは名指し

がカラトリア・テミスの解放女奴隷であったことを知っている、
と。

かくのごとく主張される。

p.4.

証言

Sex. ウィビディウス

アンプリアトゥス

Q. マルス・ヒスパヌス

C. メッセヌス・ニュンフ

イクス

Sex. ウィビドゥス・グノ

リムス

M. カエキルス・サビヌス

Q. ユヌス・フィレトゥス

Sex. ウィビドゥス・アンプリア

トゥス

T. ホルディオヌス・マルキ

オン

TH 23

2.

Sex. Vibidius Ampliatus scri-
psi iurauique per genium
Imperatoris Vespasiani Augus.
liberorumque eius mihi
semper domesticitate fu-
isse cum Petronio Ste-

奴隷を所有するほどに裕福であったと理解している。

pano³⁸ et Calatoria The-
mide uxore³⁹ eius, me-
que interfuisse

3.
cum [~ s]tae
thetes (?) nat[u] (?) emptore ex
eo me scire puellam
libertam Calatoriae The-
midis fuisse.
q. r. a.

4.
Testimónium
Sex. Vib[idi]
Ampli[ati]

Q. Mari Hispani
C. Messeni Nymph-
hici
Sex. Vibidi Gnó-
rimi
M. Caecili Sabini
Q. Iuni Phileti
Sex. Vibidi Amplia
ti
T. Hordioni Malchi-
onis

TH 24 マルクス・カラトリウス・マルツルスの陳述書⁴⁰

p.2.

私、・・・マンミウス・・・は、M・カラトリウス・マルツルス
の頼みにより、彼が文字を知っていることを否定したので、本人

³⁸ 正しくは Stephano

³⁹ 正しくは uxore

⁴⁰ 本史料 p.4 参照。

の [証言を] 口述筆記した。彼は皇帝ウェスパシアヌス・アウグストゥスおよびその子孫の守護神にかけて、[次のことを] 宣誓した。少女をわたしとともにカラトリア・テミスが解放したことを、私は知っている。

p.3.

そのことから、私は少女がカラトリア・テミスの解放女奴隷であることを知っている、と。かくのごとく主張される。

p.4.

証言	M.スイットゥス・ユ〜
M.カラトリウス	・・・パックス〜
マルツルス	・・・マンミウス〜
	・・・パックス〜
	・・・ウス・ホスプ〜
	・・・エピドゥス・へ〜
	M・カラトリウス・マルツルス(?)

TH 24

2.

[. *M*]ammius [~]
scripsi rogatu M. Calatori
ri Marul(l)i coram [ip]so,
quod is se negaret lite-
ras scire, eum iurasse
per genium Imperatoris
Vespasiani Aug. liberorum-
que eius *me* scire puell-
am, me *item*⁴¹ Calatoriam

⁴¹ “Arangio-Ruiz(1959)” 241 は“me item”を“me.cum”。

Themidem manumisse,	
3.	
ex e[o] me s[c]ire puellam liberta ⁴² Calatoriae The midis esse. q. r. a.	
4.	
Testimonium	M. Sitti Iu[~]
M. Calatori	[. Pa]cci [~]
[M]arulli	[.] Mammi [~]
	[.] Pacci [~]
	[~]i Hosp[~]
	[. e]pidi He[~]
	[M. Calatori Marulli] (?)

3. いまだ残る「謎」

従来理解では、いくつかの謎が残る⁴³。中でも重要な次の二つを挙げておこう。

- ① 後見人が敵方に。

⁴² “Arangio-Ruiz(1959)” 241 は“liberta<m>”と修正。

⁴³ この他にも全ての史料が同じ場所で発見されたこと（注 78 参照）、TH 14 と TH 15 の 2 種類の再出頭問答契約が存在することなどがある。後者については TH 14 ではテレスフォルスがテミスの後見人となっているのに対して、TH 15 ではスペウドンがその地位に就いていることから、テレスフォルスの裏切りによって後見人を新たに選任しなければならない、期日を改める必要があったためとも説明される。これに対して“Piganiol” 566 は紀元後 74 年 12 月 3 日が nefas で閉廷日であったためとしている。

TH 13=14 はテミスの再出頭担保問答契約であるが⁴⁴、そのいずれにおいてもガイウス・ペトロニウス・テレスフォルス（以下、解放奴隷テレスフォルス）はテミスの婦女後見人として誓約している。一方 TH 16 では、同じテレスフォルスがユスタは生来自由人であると証言しているのである。従来の説によると、かような主張を行なっているのはユスタ側であり、テミスは彼女が解放奴隷であると主張しているのが、再出頭問答契約の段階ではテミスの味方であった解放奴隷テレスフォルスがユスタ側に寝返ったと考えざるを得ない。この解放奴隷テレスフォルスの裏切り行為について、従来の説は婦女後見の形骸化をもって説明しようとするが⁴⁵、決定的とは言えないように思われる。

TH 16 から明確なのは、テレスフォルスが元主人ステファヌスの解放奴隷であって、母ウィタリスと同僚であった点である。また、母ウィタリスが元主人ステファヌスとテミスとに面会する際に同席していることから、元主人ステファヌスの家の中で信頼されている人物だったのであろう。このことは、TH 13=14 で解放奴隷テレスフォルスがテミスの婦女後見人に任命されているこ

⁴⁴ 「樋脇」Fn. 8 は TH 13 と TH 14 とを、正文とその写しと考える。いずれにしても、同内容で復元されている（Cf.本稿注 14）

⁴⁵ “Arangio-Ruiz(1948)” 132-134 は、婦女後見は形式的なものであり手続上指名されたに過ぎないこと、再出頭担保問答契約と証拠調べが行われる審判手続の間に時間があることによって説明し、他方で、テレスフォルスの陳述書について“coraggiosa testimonianza di Telesforo (同 150-151)”と称賛している。「カイザー」61 も後見人選任は形式的なものに過ぎなかったと理解する。

とともに一致する。にもかかわらずなぜ、テレスフォルスは被後見人のテミスに裏切り、亡き元主人をも裏切るような証言を行ったのであろうか。

② なぜテミスは応訴したのか。

多くの説が採用するように、ユスタが原告として自らが生来自由人であることを主張して確認訴訟を提起したとすると⁴⁶、テミスはなぜこれに応訴したのであろうか。確かに、元主人は解放奴隷に対して、労務 (*opera*) や相続の権利を持つほか、訴訟におけ

⁴⁶ かつては、そもそも紀元後 70 年代の事件当時、*de (pro) ingenuitate* 手続は存在しなかったとする見解もあった。“Krüger”によると、生来自由人を争う手続は、市民法にも名譽法にも根拠がなく(231)、元老院議決ならびに勅法によるのみであって、執政官が主宰する *cognitio* で争われ (Pap. D. 40,14,4. “Krüger“ 233f.)、決定は *decretum* と呼ばれて上訴も可能であった(230)。かような手続を初めて認めたのは紀元後 2 世紀のマルクス・アウレリウスであり、それ以前の史料はない(230. ただし Gai. D.40,16,1 は Domitianus を挙げる)。また、その際の事案は例外なく、生来自由人が奴隷と誤信されたまま解放された事件であり(234)、解放から 5 年以内に手続を終結しなければならなかった(235f.)。これに対して“Siber“は Fn. 26 において、Krüger が執政官による特別訴訟手続のみを認める点を批判した。その後 1948 年に公刊されたユスタ事件に関する蠟板史料により、“Arangio-Ruiz(1948)” 338、“Boyé” 32f. (とりわけ Fn. 2) による検討もあいまって、現在では、ウェスパシアヌス治下の 70 年代にかような手続が存在したものと承認されている。

る優越的地位などを有する⁴⁷。しかしながらすでに訴訟に至るほどに人間関係が悪化している本件において、テミスの実質的利益は、ユスタが、少なくとも再出頭担保問答契約（TH 13,14,15）に記載の担保金 1 0 0 0 セステルティウスをすすんで提供するに足る、能力か財産を有するなどの特殊な事情がなければ、想定しにくい。加えて本件の再出頭担保問答契約は、当事者のローマへの出頭を求めている⁴⁸。ヘルクラネウムからローマまでは、230 キロほど離れており、休みなく歩き続けても 2 日を要する距離である。そのような移動のコストをかけてまで、テミスが応訴した理由は未だ解明されていない。

しかも、テミス側の証言とされる TH 23,24 はいずれも「ユスタはテミスの解放奴隷だ」とするばかりで、具体的根拠に乏しい。証人も、一方は文盲（TH 24）、他方はラテン語の誤りが顕著で（TH 23）、証人の信頼性に重きを置くローマの裁判において、ユスタ

⁴⁷ たとえば「樞脇」13「カイザー」51 参照。ユニウス・ラテン人としてローマ市民権を喪失する危険が指摘される。

⁴⁸ 「カイザー」59f.がこの問題について論じているが、身分紛争が全てローマに集められたのは、“Krüger”に従えばマルクス・アウレリウス以降ということになる。加えて「カイザー」48 は 3 通目の再出頭担保問答契約の諾約者スペウドンがテミスのローマにおける訴訟代理人であった可能性を指摘し、テミスが実際にヘルクラネウムからローマに移動したのではないものと示唆している。Arangio-Ruiz が当初理解していたように、再出頭担保問答契約作成日と出頭日が同じ日であったならば、そのように理解する他ないであろう（本稿注 21 参照）。

が解放奴隷であるとの判決を得るのは困難なように思われる。従来の見解に従うならば、テミスは、遠いローマまで出頭し、圧倒的不利かつ仮に勝訴しても利益の薄い訴訟を戦うほどまでに、ユスタを憎んでいたことになろう⁴⁹。果たしてテミスは、かように不合理な女性だったのであろうか。

II. ユスタ事件における法律問題

従来の見解における問題は、ユスタ事件が、具体的にどのような紛争であったかを不問に付し、ユスタが自らを生来自由人であると主張する確認訴訟 (*praeiudicium*) であることを前提に展開している点にあると思われる⁵⁰。しかし従来解釈では「謎」が残る以上、

⁴⁹ 従来テミスは単なる敵役として扱われていた。現代のローマ法学者たちによって、とりわけ童話や昔話（白雪姫・ヘンゼルとグレーテル・シンデレラなど枚挙に遑がない）等に顕著な継母のような役割をあてがわれていたようにも思われる(Cf. “Opstall”302)。もっとも、継母を悪役とする傾向は、古代にも存在し、ジェンダーバイアスの根深さが表れている(Cf. “P.Watson”)。

他方、より具体的な推測を加える論考もある。“Crook”⁴⁸はユスタが元主人ステファヌスの私生子である可能性が高いとし、「樋脇」⁸も、テレスフォルス実父説を紹介しながら、ステファヌスを実父とする方が素直であるとする（先行研究については同Fn. 25。ただし“Arangio-Ruiz(1953)”にテレスフォルス実父説は見当たらない。）。このことがテミスのユスタに対する敵意を誘発していたと考えていたのだろうか。

⁵⁰ 例外として「森(12)」^{47ff.}は、資産を成した母ウィタリスが、元主

別の解釈の余地もあるのではないだろうか。そこには、ローマでの審理を必要とする法律上の論点があったはずであろうし、当事者の実質的な利害もあったはずである。

1. *alimenta* と解放奴隷

ここで TH 16 にも現れる *alimenta* の語について確認しておこう⁵¹。次の法文は *alimenta* の遺贈を定義する。

学説彙纂 34 卷 1 章 6 法文⁵² ヤウォレーヌス『カッシウス抄録第 2 卷』

alimenta の遺贈においては、食料と衣服と居住が負われる。

なぜならこれなしには身体が維持され得ないからである。教育に属する他のことは、遺贈に含まれない。

alimenta (単数: *alimentum*) は通常「扶養」と訳されるが⁵³、その

人ステファヌスの死亡後、ユスタを相続人に指定して死亡した事例を想定する。

⁵¹ ここでは、子どもたちへの皇帝の施しである、いわゆるアリメンタ制度 (CIL IX 1455; CIL XI 1147) については扱わない。OCD 61 はこの意味のみを挙げている。

⁵² D.34,1,6 *Iavolenus libro secundo ex Cassio (Lenel, Pal.: Jav. 11) Legatis alimentis cibaria et vestitus et habitatio debebitur, quia sine his ali corpus non potest: cetera quae ad disciplinam pertinent legato non continentur,*

⁵³ ラテン語の辞書は、食料を第一に挙げ、複数で用いられて扶養の意味を持つとする一方 (Gaffiot 99)、養育費の意味も挙げるものもある (Georges I 310, Langescheid 38, Heumann/Seckel 28, Lewis/Short 85)。

具体的内容は、本法文が示す通り、人間の生活に必須の衣食住である。遺言者の意思により、靴⁵⁴や水⁵⁵を含めることも可能だが、これらが生活必需品であることが前提となる。その支給間隔は毎年、毎月などとならび、毎日とも設定されることから⁵⁶、*alimenta*の給付者と受領者が、同居するかあるいは少なくとも近接した生活圏を有していたことが推定される。

学説彙纂 34 卷 1 章は *alimenta* または食料の遺贈(*De alimentis uel cibariis legatis*)を規定する章で、項に分けると約 47 の法文があり、このうち受領者が明確なものは 33 法文、そのうち 23 法文において受領者が解放奴隷と明示されている。また残りの 10 法文においても「解放奴隷」の文言がないとはいえ、解放奴隷を示唆するものと解釈できる例が多数を占めている⁵⁷。しかも、解放奴隷が解放後も元主人のもとに留まる事例が一般的であったことを合わせて考えると⁵⁸、*alimenta*を遺された者とは、被相続人を元主人とし、従来の生活圏にとどまって扶養されていた解放奴隷であったものと見られる。このことは、被相続人がその遺言または小書付の中で、信託遺贈受託者（すなわち *alimenta* 給付義務者である相続人

RE はより詳しく、当初 *alimenta* の供与が道徳と慣習上の義務に過ぎなかったのに対し、帝政期に至り法的義務となったことを説明しつつ、本稿注 51 の意味についても詳述している (RE 1484ff.: 1)。

⁵⁴ D.2,15,8,14

⁵⁵ D.34,1,1; 14,3

⁵⁶ D.2,15,8,3; 8,6; 8,24; 8,25; D.34,1,9,1; 11; 17; 18 pr.; 20,1.

⁵⁷ 拙稿「解放奴隷の扶養」587(13)。

⁵⁸ “Bürge”333、“Babusiaux”65、“Mouritsen”148、拙稿「解放奴隷の扶養」590f.参照。

または受遺者) に対して⁵⁹、自らの存命中給付していた *alimenta* に準じた給付を依頼する例からも明らかであろう⁶⁰。

元主人が、自らの死後も遺された解放奴隷たちに *alimenta* が給付され続けることを願う一方、受託者は往々にして、解放奴隷たちの生活に元主人ほどの利害を有さない。また、元主人の死後、解放奴隷や受託者の生活環境に変化が生じることもあったであろう⁶¹。かような場合、給付の義務者と権利者との合意により *alimenta* 給付の内容を変更することとなる。しかしながら、受益者が、一時金等に目が眩み、将来の *alimenta* の給付を放棄するなどして、生活を維持できなくなる事態を警戒し、Marcus Aurelius は「扶養の和解 (*transactio alimentorum*)」について、極めて厳格な手続を導入した⁶²。このようにして、その多くが生活弱者であろう解放奴隷たちの生活を⁶³、元主人との人間関係を超えて、保障しようとしたように思われる。

翻って TH 16 の *alimenta* の語を解するに、従来、*alimenta* の受領者が主に解放奴隷であるとの認識が共有されていなかったことから、ウィタリスが元主人ステファヌス夫妻に提供を申し出た

⁵⁹ 「吉村 1」「吉村 2」の用語法に従い「受託者」とする。

⁶⁰ D.34,1,4 pr; 14,2; 15,1; 16,1; 16,3; 20 pr; 20,1. D.34,1,22 pr. は信託遺贈において *alimenta* の量が明示されていない場合は、まず、遺言者が生前給付していたものが基準となる旨定める。

⁶¹ 一定の者のもとや場所にとどまることを *alimenta* 給付に結びつける法文として D.34,1,13,2; 17; 18,1; 18,2; 18,5; 20,3.

⁶² D.2,15,8 pr.-25. 拙稿「扶養の和解」参照。

⁶³ 自立する解放奴隷については、拙稿「自立と庇護」参照。

alimenta は、幼いユスタの「養育費」であると理解されてきた。しかしながらいまや、その受領者は、原則として、元主人と生活圏を共有する解放奴隷であることが明らかとなった。すなわち、alimenta とは、解放後自立して生活を維持することが困難であった解放奴隷たちを、イエ（familia）内にとどめ⁶⁴、元主人あるいはその信託遺贈受託者が提供する生活保障のことである、と定義できよう。本稿では、かような意味を含めて、従来の理解を示す場合を除き、原語のまま表記する。

2. familia の拡張

このような解放奴隷の生活状況を前提とすると、ユスタ事件における法律問題として、どのようなものが考えられるであろうか。ここで、学説彙纂に伝わる一つの事例、すなわち、全ての解放奴隷に alimenta が遺された際、遺言者が直接解放していない解放奴隷も受益者たり得るかを扱う事例と、パラレルに理解することを提案したい⁶⁵。

学説彙纂 34 卷 1 章 16 法文 1 項 スカエウォラ『法学大全第

⁶⁴ 血縁関係にない者も取り込む「家業」遂行のための団体であった江戸時代の「イエ」が、似ているかもしれない（「水野」参照）。

⁶⁵ あくまでも仮説のひとつである。本稿は、背後にあった事件を想定することなく、ユスタが生来自由人であるとする証言を「ユスタ側」／解放奴隷とする証言を「テミス側」、と分類する先行研究を批判するのであって、前掲注 50 に紹介したような本稿の仮説と異なる事件が争われていた可能性を排除するものでは毛頭ない。

18 卷』⁶⁶

解放奴隷たちと解放女奴隷たち、さらには遺言や小書付で解放する者たちに、彼女 [= 遺言者] が生存中に給付していた *alimenta* や便宜 [*commoda*] が与えられることを [遺言者は] 命じた。さらに、すべての解放奴隷たちと解放女奴隷たちに土

⁶⁶ 本法文については、拙稿「解放奴隷の扶養」に詳しい。

D.34,1,16,1 Scae. 18 dig.

Libertis libertabusque, item quos quasque testamento codicillisve manumiserat, alimenta commoda, quae viva praestabat, dari iusserat: item omnibus libertis libertabusque fundos: quaesitum est, an ad ea legata admitteretur liberti paterni libertus, cui scribere solebat ita: ἀπό ρουφίνης ἡμετέρῳ ἀπελευθέρῳ: epistula etiam emissa ad ordinem civitatis, unde oriunda erat, petierat, uti publice (quod medicus erat) salaria ei praestarentur, manifestando litteris suis eum suum esse libertum.

Respondit eum, cuius notio est, aestimaturum, ut, si quidem viva ea et ei praestabat, nihilo minus ad fideicommissum admitteretur, aliter vero non.

しかし同稿においては ἀπό ρουφίνης ἡμετέρῳ ἀπελευθέρῳ についての検討が不十分であった。直訳すると「ルフィネから私たちの解放奴隷へ」となり、ルフィネは遺言者自身で、ルフィネから当該「解放奴隷の解放奴隷」に宛てた手紙の冒頭を引用したものとも考えられる。しかし、各国語訳は“An unseren Freigelassenen von Rufina” (独新訳 V 606)、„to our freedman, son of Rufinus“ (英訳 III 145)、“A mon affranchi le fils de Rufinas” (仏訳 V 13f.)、“an den Sohn der Rufina unsern Freigelassenen” (旧独訳 III 514) と一致して ἀπό ρουφίνης を「私たちの解放奴隷」にかけ、ルフィヌスあるいはルフィナから生まれた「私たちの解放奴隷」としていることから、本稿でもこれに従う。ただし、*ρουφίνης* の主格は *ρουφίνη* なので、ここでは音韻をそのまま表記する日本語の慣例に従いルフィネと記した。なお、拙訳で補った部分は [] で示す。

地が[与えられることも命じた]。問われたのは、父の解放奴隷の解放奴隷で「ルフィネから私たちの解放奴隷へ」と[手紙の挨拶で]書かれるのを常としていた者にこの遺贈が認められるか、であった。[遺言者は]出身都市の委員会に送った、[父の解放奴隷の解放奴隷が](医師であったので)彼に公的に報酬が給付されるよう請願する手紙においてすら、彼[=父の解放奴隷の解放奴隷]が自らの解放奴隷であると明示していた。彼[=スカエウォラ]は答えて曰く、調査する者は[次のことを]評価するであろう。すなわち、実際[遺言者が]生存中彼[=父の解放奴隷の解放奴隷]に給付していた場合は、信託遺贈が十全に認められ、そうでなければ[認められ]ない、と。

本法文の事件の概要は次のようにまとめられる。

- a 女主人が、遺贈または信託遺贈で、(遺言や小書付で解放される現奴隷も含む)解放奴隷全員に、*alimenta* と便宜[*commoda*]が与えられることを義務付け、かつ農地を遺贈した。
- b 女主人死亡。
- c 遺言者の解放奴隷ではないにも関わらず常日頃から「私たちの解放奴隷」と呼ばれていた者が信託遺贈受託者に給付を請求。
- d 相続人/信託遺贈義務者は、「私たちの解放奴隷」が女主人の解放奴隷でなかったとしてこれを拒否。

これに対して、Q.C.スカエウォラは遺言者が生存中「私たちの解放奴隷」に対して給付をなしていたか否かで、この者が受益者となり得るかが決せられるとした。

3. ユスタ事件再構成

D.34,1,16,1 における扶養と便宜の遺贈／信託遺贈をめぐる紛争を、ユスタ事件に当てはめると次のようになる。

- a 元主人ステファヌスが、テミスに、信託遺贈⁶⁷で、元主人ステファヌスの解放奴隷全員に給付を行うことを義務付ける。
- b 元主人ステファヌス死亡。
- c ユスタがテミスに給付を請求。
- d テミスは、ユスタがステファヌスの解放奴隷ではなかったとしてこれを拒否。

すなわち、ユスタが生来自由人 (*ingenua*) であると主張しているのはテミスであって、ユスタではない。このような事件を前提に、テミスの主張とこれに対応する各証言、想定され得るユスタの主張を整理する。なお、これらの証言をもってテミスの各主張が十分に立証されているかどうかは、ここでは問わない。ただ、全ての証言が「ユスタはステファヌスの信託遺贈受益者ではない」ことの立証に向けられていることを、以下に示したい。

テミス側の主張：

元主人ステファヌスが解放したのは母ウィタリス単独であり、ユスタは解放していない。したがってユスタは、ステファヌスの解放奴隷ではなく生来自由人である。ゆえにユス

⁶⁷ 妻は通常、相続人とはならないので、おそらく一定の財産の受遺者でありかつ信託遺贈受託者であるものと想定される。ただし例外的に妻が相続人に指定されることもある(D.31,89,7。「篠森」16ff.参照)

タの請求は認められない。

証言：元主人ステファヌスが単独の母ウィタリスを解放すると聞いた。(TH 17,18)

ユスタ側の主張：

ユスタは元主人ステファヌスやテミスのもとで生活しており、証言にも関わらず、ユスタはステファヌスの解放奴隷である⁶⁸。したがって扶養権利者である。

テミス側の主張：

ユスタは *filiae loco* として元主人ステファヌスのもとで生活していたのであって、ステファヌスの真の解放奴隷ではない。したがってユスタの請求は認められない。

証言：元主人ステファヌスが“*quid inuides filiae, cum eam nos filiae loco faciamus*”と言うのを聞いた。(TH 19,20)

ここで“*quid inuides filiae, cum eam nos filiae loco faciamus*”とはどの

⁶⁸ ユスタが元主人ステファヌスの解放奴隷であると主張しうる根拠は不明である。母子揃って解放された可能性もあろうし、元主人ステファヌスの遺言によって解放された可能性もある。ユスタ側の訴訟記録が現存していない以上、ユスタ側の主張はテミス側の主張から推測するほかない。ただし、ここで例えば元主人ステファヌスの小書付などといった証拠を提出することができれば、紛争はユスタの勝訴で収束するはずである。にも関わらず、テミスが引き続き争っているということは、ユスタがステファヌスの解放奴隷であると主張する根拠が不十分であったことを示唆していよう。

ような意味であろうか⁶⁹。まず、前半の“quid inuides filiae”については、文言通りに訳するとすると、「なぜお前は娘を妬むのか」となるであろう。多くの先行研究は、母ウィタリスが娘を思って取り戻そうとしていることと「妬む」という表現が矛盾していると考えたのか「娘について悪く思う」というような訳を当てるが、技巧を用いる必要はないように思われる。ここでいう *filia* はユスタを指しているが、母ウィタリスは自らこそが *filia* の地位にあるべきと考えて、自分の娘ユスタを妬んでいたのであろう。*filia* は、確かに一義的には「娘」であるが、「解放奴隷(女)」を指して比喩的に用いられることもあるからである⁷⁰。であるとすると、後半の“cum eam nos filiae loco faciamus”にいう *filia* は、ユスタでも一般名詞としての「娘」でもない、母ウィタリスということになる。すなわち元主人ステファヌスは、母ウィタリスに「自分の娘を妬むとはなんたることか」と厳しい言葉を投げかけながら、直後に「お前の代わりに可愛がっ

⁶⁹ 邦語では、「樋脇」5が「私たちは彼女を娘のように扱っているのに、なぜお前は娘のことで悪く考えるのか」と訳しているのに対し、「カイザー」54において森は「どうしてお前は、我々がお前の娘を我々の娘のように扱うからといって、娘をうらやむのか」との訳を当てている。“Arangio-Ruiz(1948)” 343は“tu vuoi non il bene ma il male di tua figlia, sforzandoti a farle condividere la tua povera vita mentre è trattata come una figlia nella nostra casa signorile”と大幅に補って理解している。“Piganiol” 565は“Pourquoi veux-tu reprendre ta fille puisque nous la considérons comme notre fille?”、“Crook” 49は“Why are you upset with us about the child, considering that we are treating her as our own daughter”と訳し、「妬む」との理解を避ける。

⁷⁰ “Mouritsen” 37, 147.

てやっているだけなのに」とフォローしているのである⁷¹。両者の良好な関係が伝わってくるであろう⁷²。

仮にユスタが解放奴隷であったならば、ユスタは元主人ステファヌスの *filia* でもあったはずである。元主人ステファヌスは *filiae loco* と表現し区別しているからこそ、これを聞いたとする証言をもって、ユスタが元主人ステファヌスの解放奴隷ではないことが証明されるのであろう⁷³。

これに対して D.36,1,16,1 の「私たちの解放奴隷」と同様、遺言者が生前から、他の解放奴隷に対するのと同様に衣食住を給付していたのであれば⁷⁴、たとえその者が遺言者自身が解放した者ではなくとも、信託遺贈受益者となり得る可能性がある。このことを踏まえ、ユスタは次のように主張したのではないか。

ユスタ側の主張：

仮にユスタがステファヌスの解放奴隷ではないとしても、ステ

⁷¹ 同じ語を繰り返し、それぞれ異なる意味で用いるのは、ラテン語におけるシャレである。拙稿「ローマ大衆の法知識」 217f.参照。

⁷² 元主人ステファヌスの母ウィタリスとの関係ではなく、ユスタとの関係に着目する研究は見られる。“Rawson” 173 は、娘同様に可愛がっているユスタを奪われる元主人ステファヌスの悲しみの表現であると解する。“Costabile” 229 も当然の反応として、あえて元主人ステファヌスをユスタの父などと想定する必要はないとする。

⁷³ 従来の理解では、この証言がなぜユスタが生来自由人であることの証明となるのか、説明できないと思われる。“Boyé”⁴⁴ は根拠を挙げることなく「小さな奴隷に対しては使わない表現」としている。

⁷⁴ D.34,1,6.

ファヌスはユスタの生活の面倒を見ていたので、解放奴隷と同様に信託遺贈の受益者となる。

テミス側の主張：

母ウィタリスが元主人ステファヌスに *alimenta* を補填しているので、ステファヌスはユスタの生活の面倒を見ていたのではない。

証言：元主人ステファヌスとテミスに *alimenta* を受領してユスタを返還するよう仕向けた。(TH 16)

D.34,1,16,1 においては、まさに、遺言者が、自分が解放したのではない解放奴隷に、生前あたかも自らの解放奴隷であるかのように給付していた場合、その解放奴隷は遺言者の解放奴隷同様受益者となりうる、としており、仮にステファヌスが *alimenta* をユスタに給付していたのだとすると、ステファヌスが直接ユスタを解放していなかったとしても、ユスタは信託遺贈においてステファヌスの解放奴隷とであるかのように扱われ得るであろう。これに対してテミスは、ステファヌス家の中でおそらく最も信頼の厚かった解放奴隷テレスフォルスに、仮にユスタがステファヌスの解放奴隷同然に扱われていたならば、ステファヌスが負担するのが当然であったはずの *alimenta* を、母ウィタリスが補填しようとしていたことを証言させている。これが認められれば、ユスタはステファヌスの解放奴隷でないばかりか、解放奴隷と同様の給付を得ていた者でもないことになり、信託遺贈受益者となり得ない。

もっとも、D.34,1,16,1 において回答している Q.C.スカエウォラはマルクス・アウレリウス帝治下の法学者なので、それ以前にあたる紀

元後 70 年代の段階で、解放奴隷と同様に扱われていた者に関するルールが一般に認められていたとは限らない。しかし信託遺贈の受益者に関する訴訟で争点になり得た可能性は、十分にあるであろう。これこそが、当事者双方がわざわざローマに出頭してまで争わなければならなかった、法律問題だったのではないだろうか。

さらにテミスは、以上の主張が認められない場合の予備的主張として、ユスタは自らの解放奴隷であると主張する。

テミス側の主張：

ユスタを解放したのはテミスであって、ステファヌスではない。
したがって、ユスタの請求は認められない。

証言：ユスタはテミスの解放奴隷と知っている。(TH 23,24)

仮にこの主張が認められるとすると、ユスタの名前はカラトリア・ユスタであるはずである。3 通の再出頭問答契約のいずれにおいても、ユスタを「自らが・・・ペトロニア・ユスタであると言う者」としているのは、このためであろう (TH 13-15)。しかしながらこの主張は、2 名の無学の者の証言に支えられるのみであり⁷⁵、他の主張に比べて弱い⁷⁶。あくまでも予備的請求と見るべき

⁷⁵ TH 24 の証言者マルクス・カラトリウス・マルツルスは文盲であり、マンミウス某が代筆している。TH 23 についても、Stephano と書くべきところを Stepano、uxore と書くべきところを uxore など間違いが多い (Cf. “Pugliese Carratelli” 167)。

⁷⁶ 加えて、それまでテミスが主張してきた「ユスタは生来自由人である」という主張にも矛盾することとなる。しかしながら、テミスの主

であろう⁷⁷。

4. 「謎」の解明

このようにしてみると、全ての証言は、ユスタによる信託遺贈に基づく給付請求を退けるための論拠として、テミス側の主張を裏付けるために提出されていることが、明らかと思われる⁷⁸。

張の主眼が、ユスタは元主人ステファヌスの遺言に基づく信託遺贈受遺者でないということにあるのであれば、有効ではある。ユスタが仮に自らの解放奴隷なのであれば、ユスタの扶養についてテミス自身が主体的に決定することができるからである。なお、テミスが、ユスタを元主人ステファヌス存命中から単独所有していたのか、共同所有だったのか、元主人ステファヌスから遺贈を受けて（または相続して）所有していたと構成しているのかは、残存する史料からは全く不明であり、真実であったかどうかも怪しい。いずれにしても、テミスとしては苦しい主張なので、それまでの主張立証に失敗した場合の奥の手であって、できれば持ち出したい主張であったであろう。

⁷⁷ “Donadio”は、TH 23,24 がその他の陳述書と比べて時制や様式が異なることを指摘し（1568ff.）、他の陳述書よりも訴訟に近い時期に書かれたものである、との理解を提案している（1574）。このような理解は本稿の解釈をむしろ補強するものと言えよう。

⁷⁸ このように理解すれば、TH 30 を除く全ての文書が同じ場所から発見されたのも、当然であろう。“Camodeca, società” 69 は 100 年祭の家を元主人ステファヌスとテミスの所有する家としており（同じ論文集に収録される“Franciosi” 135 はこれを否定）、“Camodeca, tavolette” 71 は同建物の 2 階で発見された約 150 点の蠟板はテミスの文書庫を構成していたとしており、本稿の理解に一致する。

テミスの婦女後見人で解放奴隷テレスフォルスは、テミス側の主張の中で法律上最も微妙であったと考えられるユスタの *alimenta* に関する証言を行っており、元主人ステファヌスの家における彼への信頼に一致する重要な役どころを演じている⁷⁹。解放奴隷テレスフォルスは決して元主人の妻テミスを裏切ったわけではなく、忠実に守ろうとしたのである。もっとも、彼は元主人ステファヌスの解放奴隷として、信託遺贈の受益者でもあったので、ユスタを排除することは自らの取り分を確保することにもつながった可能性はある。

テミスにとっても、本件は重大な利害の絡む問題であった。信託遺贈にもとづく扶養義務者となれば、扶養権利者であるユスタの死亡

これに対して従来の説を取れば、原告被告双方の文書が同じ場所に保管されていたことになり、説明が必要となる。“Arangio-Ruiz(1951)” 122 は事件がすでに審判手続に至り、あるいは判決を経て、勝訴者が全ての文書を保管していたと理解する。他方、“Donadio” 1560ff.は、陳述書は全て私的に作成されたものであり、訴訟のずっと前に書かれたと考える。“Costabile” 193,196ff.は文書の発見された2階の部屋は Eros の居所であったとし、この者がユスタの訴訟代理人であったと推測し、“Franciosi” 135、「樋脇」2もこれを採用する。

⁷⁹ 従来、解放奴隷テレスフォルスはテミスを裏切ったため後見人を解任され、新たにスペウドンが任命された、と理解されてきた (Cf. 前掲注 43)。しかしながら後見人は複数選任される場合もあり (Cf. Ulp. D.26,2,11,4; Ulp.26,2,17 pr.; Iav. D.26,2,24; Scae. D.26,2,34) 後見人間で本事件の担当を交代して、重要な証言を行うテレスフォルスの負担を軽減したに過ぎないのではないだろうか。

まで扶養し続けなくてはならず⁸⁰、年若いユスタとテミス自身の余命を考慮すれば⁸¹、テミスは一生ユスタを養わなければならないであろう。仮に事情変更や不仲等が生じたとしても、扶養内容の改変には、それ自体困難の予想されるユスタの同意を得る以上の障壁があったであろう⁸²。遠いローマまで出向いて争う価値は、十分にあったのである。

III. 個別問題

ユスタ事件を巡って議論されている他の論点についても、再考が必要のように思われる。

1. sp.f.の理解⁸³

⁸⁰ D.34,1,14 pr. “per totum tempus vitae.” 他にも D.34,1,20,2;3 参照。

⁸¹ “Arangio-Ruiz(1948)”129 はユスタが“molti anni piu giovane”とする。また“Weaver” 169 はユスタを 12 歳から 20 歳の間と、“Costabile” 190 はユスタの生まれ年を 50~60 年と、それぞれ推定する。

⁸² 拙稿「和解手続」参照。マルクス・アウレリウスの元老院演説に基づく、法務官による扶養内容変更の手続が成立するのは、本件よりも後の時代である。しかしながら、マルクス・アウレリウスが従来慣行を無視して突然手続を整備するとは考えにくく、紀元後 70 年代にも何らかの手続があった可能性があり、少なくとも社会通念上、信託遺贈された扶養内容を変更することは、問題がある行為とされていたものと考えられよう。解放奴隷と元主人の相続人の関係が複雑となりうることについては“Mouritsen” 243 も参照。

⁸³ 当時のラテン語に大文字と小文字の区別はなく、書き分けは解釈に

ユスタが自らを Sp.f. (スプリウスの娘) と称していることについて、「樋脇」は、紀元前 2 世紀以降は個人名としてのスプリウスは存在せず、もはや「名無しの権兵衛」の意味であって、その娘とは「非嫡出子」を意味する、とし、かような自らに不利な名を自称する理由は、「～の娘」という名をもって、生来自由人であることを示すためである、として、ユスタがそれほどまでに自らの生来自由人たる出自にこだわっていた証左と理解している⁸⁴。しかし、ユスタが生来自由人であると主張しているのはテミスであると理解する本稿の立場から見ると、Petronia sp.f. Iusta という名はどのように理解されるべきであろうか。

1 世紀には通常、解放奴隷は、元主人の praenomen と宗族名である nomen に加え、奴隷時代の呼び名を cognomen として付して、例えば C. Petronius Telesphorus のように正式名としていた⁸⁵。このうち、praenomen はバリエーションが少なく、人物の特定に役立たなくなっていたので、もはや省略形でのみ現れ、女性の名においては完全に姿を消していた。そこで母ウィタリスの正式名は、元主人の Petronius Stephanus の nomen からとった Petronia と cognomen の Vitalis を合わせたものということになる。これに対して、ユスタが Petronia Iusta と名乗っていたとすると、名前からはステファヌスの

過ぎない。現代の文字に置き換え S を大文字とすれば個人名である Spurius の省略形となるが、小文字であれば sine など別の意味であった可能性も残る。

⁸⁴ 「樋脇」 11ff。 これに対して「カイザー」 50 は spurii filia を「不詳の父の娘」と解するのは一つの解釈に過ぎないとする。

⁸⁵ “Kunkel, Herkunft“ 82ff., OCD „names, personal, Roman“ 996ff.

解放奴隷であるかのように見え、テミスの主張と矛盾することとなる。そこでテミスは再出頭担保問答契約で自らの立場を明確にするため、“sp.f.”を付け加えさせたのではないだろうか。

特に出自を明確にする目的で、生来自由人であれば父の *praenomen* の属格とその息子であることを示して *nomen* と *cognomen* の間に“M.f.(*Marci filius*)”など、解放奴隷は元主人との「疑似親子関係」を示す“M.l.(*Marci libertus*)”などと挿入し、名乗ることがある⁸⁶。テミスとしては、父が誰であるかにかかわらず、ユスタがステファヌスの解放奴隷ではないことさえ示せば良いわけであるから sp.は *sine patre* の略で単に「某」を指すものであった可能性が高い⁸⁷。

もともと、スプリウスという個人名は紀元後も消滅したわけではなく、実際、ヘルクラネウムでもスプリウスという *nomen* が確認されている⁸⁸。また、共和政末期までには約 18 に限定されたという *praenomen* の中に、スプリウスはその一つとして残っているため⁸⁹、ユスタが Sp. Petronius 某の娘であった可能性も否定はできない。

ワルシャワ大学の Nowak を中心に現在展開されているローマ帝政期の私生子を網羅したデータベースによれば⁹⁰、紀元後に限定してもスプリウスという名の父を持つ子が 18 件確認される。このな

⁸⁶ “Mouritsen” 38f.

⁸⁷ Cf. “Franciosi” 135

⁸⁸ ヘルクラネウムには、市場を建造した二人官の M.Spurius Rufus という名が記録されている (“Pagano” 20; “Camodeca, societa” 68)。

⁸⁹ OCD “names, personal, Roman” 997 (4)

⁹⁰ <http://romanbastards.wpia.uw.edu.pl>

かには、ローマ近郊の港湾都市オスティアで発見された墓碑銘に伝えられた、*Spurius/Spuria* の名を持つ解放奴隷の事例もある。

AE 1987 181⁹¹

ルキウス・スプリウス・フェリークスは、彼の元主人 [=L・スプリウス・某=後出のルキウス] と、自らと、元女主人でルキウスの解放女奴隷であるスプリア・アクテと、[奴隷身分から] 解放された [自らの] 妻でありルキウスの解放女奴隷であるスプリア・ピエリスと [奴隷身分から] 解放された [自らの] 娘でありルキウスの解放女奴隷であるスプリア・プリミッラと、ルキウスとその妻たちの解放奴隷であるルキウス・スプリウス・フェリークスと、ルキウスとその妻たちの解放女奴隷のスプリア・サツバティスと、ルキウスの解放女奴隷で [自らの] 娘のスプリア・セクンディッラと、サティリア・サビーナと、[自らの] 解放奴隷たちと解放女奴隷たちと、後の彼の全ての [縁者たち] のために、作った。まさにグナエウス・パキリウス・アビナエウスとともに。

この家族に見られるように、スプリウス/スプリアを名乗る者の多くは解放奴隷であり、自由身分の例はエジプトの1件を数えるの

⁹¹ L(ucius) Spurius Felix fecit pat[rono suo et] / sibi et Spuriae L(uci) l(ibertae) Acte patronae / Spuriae L(uci) l(ibertae) Pieridi lib(ertae) uxori Spuriae L(uci) l(ibertae) Primillae f(iliae) l(ibertae) / L(ucio) Spurio L(uci) et ||(mulierum) l(iberto) Felici lib(erto) Spuriae L(uci) et ||(mulierum) l(ibertae) Sabbatidi l(ibertae) / Spuriae L(uci) l(ibertae) Secundillae f(iliae) lib(ertae) Sa<t=I>riae Sabinae / et libertis libertabus posterisque suis omnibus // [3]ne cum Cn(aeo) Pacilio Abinnaeo

みである⁹²。また不確実ながら、スプリウスを名乗る奴隷の例もラベンナの1件が見られる⁹³。このことから、スプリウスの娘であること自体は、必ずしも「家父長制から疎外されていた非嫡出子たる生来自由人」を示すことにはならないと言えよう⁹⁴。

2. 子の奪取？

TH 19,20における「[母ウィタリスが] カラトリア・テミスに対して彼女の幼い娘について自らの元に置きたいと言った場でペトロニア・ウィタリスに同席した」との証言から、従来、母ウィタリスが娘を返してくれと元主人夫婦に懇願するまで、幼いユスタは、母ウィタリスから元主人ステファヌスとテミスによって引き離されていた、と理解されてきた⁹⁵。このような理解は、奴隷は解放さ

⁹² O. Bodl. II 1619,2.

⁹³ CIL XI 2 6712.

⁹⁴ 前掲注 89 のデータベースにも“The gentilicium Spurius is not proved to be a marker of illegitimacy.”の注が付されている。

⁹⁵ “Piganiol” 564f.は Plin.min., epist. 10,65-66 を引用して、ユスタが alumna であったと理解し、私生子ゆえに捨てられ、元主人ステファヌスに拾われたものと考え。これを受けて、カイザー62f.もユスタは元主人ステファヌスとテミスの養い子 (alumna) であったと理解し、「樞脇」p.9 以下は Piganiol の説を検討しつつ「ユスタがなぜステファヌス家で育てられたのか、その詳細は不明だが、奴隷を親に持つ身であれば、それは予想範囲内の境遇であった」と結論づけている。これに対して“Boyé” 45f.は alumna の可能性は否定しないものの、ユスタは捨て子ではなかったことから、小プリニウスのいう *θρεπτοί* との関連はないとする。“Arangio-Ruiz(1959)” 235f.は、alumnus とは単に

れると元主人のもとを離れ、物理的にも距離をおいて、自立して生活することが前提になっているものと思われる。

しかしながら、すべての解放奴隷が、解放後すぐに自立できるわけではなく、かような解放奴隷は、元主人の生存中のみならず、その相続人の代まで、元主人のもとに留まり衣食住の提供を受けていた⁹⁶。母ウィタリスが幼いユスタを連れて自活するのは困難であったであろうから、通常であれば、母子は元主人ステファヌスの家で生活していたはずである。であるとすると、ユスタが母ウィタリスから引き離されたのは、元主人ステファヌスの家内の出来事で、一時的な措置であったのではないか。例えば、母ウィタリスが、10～15パーセントの罹患率と言われる産後うつを発症していたとすれば、ユスタを一時的に引き離して、子育て経験のある他の奴隷や解放奴隷に預ける、というのは理にかなったことであろう。母ウィタリスが、急に不安になって取り乱し、元主人夫婦に迫ったとすれば、これも症状の一つかもしれない。そのような母ウィタリスに対して元主人ステファヌスがかけた「なぜお前は娘を妬むのだ。私たちは彼女を *filiae loco* にしているのに。」という言葉は示唆に富

他人に養育されている子どもを指す語であって、*status* に影響するものではないと結論づけている。

“Dixon” 113f. は、ユスタを手元に置いていた際、元主人ステファヌスとテミスがユスタに愛着を持ち手放し難くなったため、ユスタが奴隷として生まれたと主張している、と説明する。

“Herrmann-Otto” 405 は、ユスタが元主人ステファヌスの家で生まれたと推測している点において、本稿の理解に一致する。

⁹⁶ 前掲注 58 参照。

む。母ウィタリスは、あるいは皆の関心が乳児のユスタばかりに集まり、疎外感を訴えたのであろう。元主人ステファヌスは「自分の娘 [=filia=ユスタ] を妬むな。お前 [=filia=母ウィタリス] が一時的に育児できないから、自分たちは代わりに育ててやっているだけなのだから。」と適切に母ウィタリスをなだめているのである。

他方、仮に母ウィタリスが特殊技能を有していて、自立できた場合はどうであろうか。少し時代は下るが、馬場は、2～3世紀の膨大な数の焼き物 (opus doliare) に記された銘文蒐集から⁹⁷、解放奴隷の職人 (officinatores) たちが元主人のもとを離れ複数の工房 (figlinae) を移動していたことを示し、しかもそれぞれの工房で一定期間滞在していたことまで明らかにしている⁹⁸。さらにこの移動は、解放女奴隷においても、男性の奴隷と全く同様に見られることも示された⁹⁹。母ウィタリスがかような職人の一人であったならば、幼子連れて男性と同等に働くことは、現代同様古代においても困難であったであろうから、ユスタを自らの実家とも言える元主人ステファヌスのもとに残して、独りで外部の工房に住み込み、働いたと考えられないだろうか。新しい環境での仕事に疲れれば、我が子とはいえ元主人のもとで可愛がられている娘を羨ましくも思ったであろう。この場合、元主人ステファヌスの言葉は「自分の娘 [=

⁹⁷ 焼き物のスタンプを史料とした研究は従来から盛んであり、最近では“Braitto”が焼き物産業に関わった女性 175 名のプロソポグラフィーを試みている。これらの女性の中には、その名前から解放女奴隷であることが推測される者も複数存在する。

⁹⁸ 「馬場」 110ff.

⁹⁹ 「馬場」 147ff.

filia=ユスタ]を妬むな。ユスタをお前 [=filia=母ウィタリス]だと思って可愛がっているのだから。」との含意があるようにも思われる。

いずれにしても、母子の悲劇的な運命を想像しなくとも、より蓋然性の高い例が想定できるのではないか。

IV. おわりにかえて～ユスタと解放奴隷たち

これまでの検討を踏まえて、ユスタ事件の経緯を整理すると、次のようになるであろう。

母ウィタリスは元主人ステファヌスの解放奴隷であるが、解放前と同様解放後も元主人ステファヌスとその妻テミスのもとで、familiaの一員として生活を続け¹⁰⁰、その間にユスタを出産した。ユスタは、母ウィタリスが育児困難であった時期も含め、ステファヌス家において、ステファヌスの他の解放奴隷同様、庇護と扶養を受け育つ¹⁰¹。これは母ウィタリスの死亡後も変わらず、ユスタは自らを元主人ステファヌスの解放奴隷であると思いついでいた¹⁰²。

¹⁰⁰ “Mouritsen” 148ff.

¹⁰¹ 元主人ステファヌスは、自らが解放した母ウィタリスの扶養の一環として、その娘であるユスタも、当然のように面倒をみていたものであろう。

¹⁰² 元主人ステファヌスと母ウィタリスの死亡の先後については、推測する以外にないが、元主人が先に死亡したとすると、母ウィタリスはその時点から事件までの短期間で死亡したことになる。他方、母ウィタリスが元主人ステファヌスに先立って死亡したものと推定する

そのような中、元主人ステファヌスが、テミスに信託遺贈義務者として、解放奴隷たちに扶養を遺して死亡した。ユスタは、自らを、周囲の皆と同じ元主人ステファヌスの解放奴隷だと思っていたので、元主人ステファヌスの遺言に基づき、テミスから扶養を受けられるつもりであった。しかしユスタが生まれたのは母ウィタリス解放後であるとテミスに指摘され、ユスタだけが扶養を得られないとされた。そこでユスタは、元主人ステファヌス家に所属している他の解放奴隷たちと同様に扶養を受ける権利を主張して、テミスを訴えた。

以上が想定される生の事実である。日々の生活において、ユスタが解放奴隷なのか否かや、少女の生活費を誰が負担しているかなどが意識されることはなかった¹⁰³。だからこそ、ステファヌスの死を契機として、本件の紛争が生じたのである。

テミスは、ユスタから提起された裁判において、母ウィタリスが元主人ステファヌスに解放されたことは明らかであり（TH 17, 18）、元主人ステファヌス自身もユスタについて解放女奴隷

と、元主人ステファヌスは、ユスタの後見人として母ウィタリスの相続財産をもってユスタの生活を保証していたのかもしれないし、単に従来からの流れで事実上面倒を見ていたのかもしれない。

¹⁰³ ユスタの扶養が母ウィタリスの出捐によるものなのか、元主人ステファヌスによるものなのかは、おそらく、当事者自身もわからないほど渾然一体となっていたのではないか。それが唯一顕在化し母ウィタリスの出捐と主張されたのが、TH 16で解放奴隷テレスフォルスの証言する場面であったのであろう。

(filia) ではなく解放女奴隷の代わり (filiae loco) と表現しているので (TH 19, 20)、ユスタは元主人ステファヌスの解放奴隷ではなく生来自由人なのだ、と証明しようとする。仮に年若いユスタが扶養権者だとすると、テミスはおそらく一生涯ユスタの面倒を見なければならないことになる一方、ユスタの才覚によって自らの財産が増えることは期待できないので¹⁰⁴、ユスタの主張が認められるかどうかについて、テミスは重大な利害を有するからである。テミスはさらに、ユスタが、元主人ステファヌスがユスタを扶養していたことをもって、引き続き扶養の権利を有すると主張する可能性を見越し、自身の後見人で信頼に足る解放奴隷テレスフォルスに母ウィタリスがユスタの扶養を自ら填補しようとした旨、証言させる (TH 16)。さらに、元主人ステファヌスがユスタを解放した事実はなく、解放されたとすれば自らによってである、との主張も予備的に行った (TH 23,24)。この予備的主張は、ユスタがテミスの家で、元主人ステファヌスの解放奴隷や奴隷らと、本件の紛争に至るまで一貫して衣食住をともにしてきたからこそ成立するものであろう。

従来、ユスタは自らが生来自由人であると主張して、テミスに対する訴訟を提起したと理解されてきた。しかし、およそ 5000 人と考えられるヘルクラネウムの人口のうち、現代に伝わる史料から生来自由人と同定できる人数が 119 人であるのに対し、解放奴隷は実に 353 人に達する¹⁰⁵。解放奴隷の方が多数派で、おそらく

¹⁰⁴ “Mouritsen” 213ff.

¹⁰⁵ “Mouritsen” 130. “Pagano” 19 は人口 4000 人と推定し、

テミスや元主人ステファヌスも解放奴隷であった¹⁰⁶。そのような中であって、長年庇護してくれたテミスをあえて訴えてまで、ユスタは生来自由人であると確認したというのであろうか。非正規の解放によれば、完全な市民ではなくユニウス・ラテン人となることに伴う不利益があるとしても、それは多くの仲間も共有する不利益であって、ユスタだけにのしかかっているわけではない。むしろ、生来自由人と主張することは、仲間を拒絶することになったのではないか。そのような代償を前提にした本事件の従来の理解には、疑問を禁じ得ない。あるいは「自由」を無条件に善とする現代人の、アナクロニスティックな傲慢、と言っては言い過ぎだろうか。

“Camodeca, società” 67 はこれに奴隷も含める。もっとも、解放奴隷は自由人に比べてより多く碑文などにその名を記しているので、この同定された人数が人口比を直接反映していると考えるのは危険である (“Mouritsen” 128)。

¹⁰⁶ “Mouritsen, CIL” 288-290 は、ヘルクラネウムで発見された CIL X1403 の人名を検討し、*cognomen* がギリシア名である者は、解放自由人では 56%、生来自由人ではおよそ 20%とし、*cognomen* にギリシア名を持つ者は解放奴隷の可能性が高いことを示唆している。この分類によれば、ギリシア名を持つテミスや元主人ステファヌスは解放奴隷であり、対してラテン名のユスタとウィタリスは、生来自由人ということになってしまおう。

実際、“Camodeca, societa” 69 も裕福な解放奴隷としてテミスとステファヌスの名を挙げている。

ユスタの半生は劇的でも悲惨でもない¹⁰⁷。母親の元主人の庇護と扶養を受け、仲間の解放奴隷や奴隷たちとともに、平穏な生活を送っていたはずである。だからこそ、自分だけが扶養を受けられないと知り、やむを得ずテミスを訴えたのであろう。もっともその生活はベスビオ火山の噴火によって突然絶たれ、悲劇的な最後を迎えるのではあるが¹⁰⁸。

* 本研究は JSPS 科研費 JP21K0114 の助成を受けたものである。

¹⁰⁷ 本件について、「デイス」119-125 が想像力豊かに生き生きと再現するほか、小説 Carmen Covito “Il processo di Giusta” (2013)が題材としているが、おそらく本稿の理解では魅力に乏しかったであろう。

“Guarino, Giusta”では、美しい少女 (cf.23) ユスタが、元老院階級の好色な Magius Priscus (TH 15,17,18,21,22 で署名者として登場)との結婚の障害を除去するために、生来自由人であると主張するも

(cf.22)、亡夫ステファヌスをユスタの母ウィタリスに寝取られ

(cf.24) 怒りに燃える鬼婆テミス (cf.11) がこれを争う事件として描かれる。Arangio-Ruiz がイメージしていた本事件を反映していたものであろう。

¹⁰⁸ 摂氏 1000 度を超えとも言われる火砕流に 100km/h 以上のスピードで飲み込まれたポンペイとは異なり、ヘルクラネウムで発生したのは火山泥流であったため、多くの市民が逃げ遂せたと考えられていた。しかし、1980 年代以降海岸周辺で多くの人骨が発見され、改めて人的被害の大きさが認識されるに至っている (cf. “Pagano” 39ff.)。ユスタやその「家族」のその後については、わかっていない。

文献一覧

V. Arangio-Ruiz, Il processo di Giusta, in: V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 327-344. [=La parola del passato 3 (1948) 129-151.] =“Arangio-Ruiz (1948)”

V. Arangio-Ruiz, Nuove osservazioni sul processo di Giusta, in: V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 375-381. [=La parola del passato 6 (1951) 116-123.] =“Arangio-Ruiz (1951)”

V. Arangio-Ruiz, Nuovi aspetti del processo romano in un "fascicolo" ercolanese, in: V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 431-439. [=in: Atti del congresso internazionale di diritto processuale civile, Roma 1953, 196-204.] =“Arangio-Ruiz (1953)”

V. Arangio-Ruiz, Tavolete ercolanesi (Il Processo di Giusta), in: V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 552-570. [=Bullettino dell'istituto di diritto romano 3.serie, 1 (1959) 223-245.] =“Arangio-Ruiz (1959)”

V. Arangio-Ruiz, La tablettes d'Herculaneum, in: V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 295-308. [= RIDA 1 (1948) 9-25.]
とりわけユスタ事件については 305 以下 = “Arangio-Ruiz (RIDA)”

U. Babusiaux, Zum Testament der Iunia Libertas aus Ostia (E 1040, 94), in: L. Isola (Hrsg.) Klauselgestaltungen in Römischen Testamenten, Berlin (2022) 45-77. = “Babusiaux”

A.-J. Boyé, Pro Petronia Iusta, in: Mélanges Henri Levy-Bruhl, Paris 1959, 29-48 = “Boyé”

S. Braitto, L'imprenditoria al femminile nell'Italia Romana: le produttrici di opus doliare, Roma 2020 (book) = “Braitto”

A. Bürge, Cum in familia nubas: Zur wirtschaftlichen und sozialen Bedeutung der familia libertorum, in: ZRG RA 105(1988) 312-333 =

“Bürge”

G. Camodeca, La società ercolanese, in: M. Pagano (ed.), Gli antichi ercolanesi. Antropologia, società, economia, Napoli 2000, 67ff.= “Camodeca, società”

G. Camodeca, Le tavolette cerate di Ercolano, in: M. Pagano (ed.), Gli antichi ercolanesi. Antropologia, società, economia, Napoli 2000, 71ff.= “Camodeca, tavolette”

G. Camodeca, Tabulae Herculanaenses. Edizione e commento, Roma 2017 (book) = “Camodeca, TH”

F. Costabile, Nuove luci sul "processo di Giusta", in: St. Cesare Sanfilippo 7, Milano 1987, 187-230. = “Costabile”

J.A. Crook, Law and Life of Rome, Ithaca (NY) 1967, 48-50. = “Crook”
S. Dixon, The Roman Family, Baltimore/London 1992 (book) = “Dixon”

N. Donadio, La lite tra Calatoria Themis e Petronia Iusta: un ‘caso’ da archiviare?, in: C. Masi Doria (ed.), St. Luigi Labruna 3, Napoli 2007-2008, 1543-1576. = “Donadio”

J. A. Tamayo Errazquin, Libertis Libertabvsqve. El fideicomiso de alimentos en beneficio de libertos en Digesta y Responsa de Q. Cervidius Scaevola, Vitoria-Gasteiz 2007 (book) = “Tamayo Errazquin”

G. Franciosi, Vita e diritto nella società ercolanese. Le vicende di Petronia Giusta, in: M. Pagano (ed.), Gli antichi ercolanesi. Antropologia, società, economia, Napoli 2000, 135ff. = “Franciosi”

J. F. Gardner, Proofs of Status in the Roman World, Bulletin of the Institute of Classical Studies 33 (1986) 1-14 = “Gardner, Proofs”

J. F. Gardner, Women in Roman Law and Society, London/Sydney 1986, 140; 224-225 = “Gardner, Women”

A. Guarino, Vincenzo Arangio-Ruiz, ANA 75 (1964) 363-384. [= A. Guarino, *Pagine di diritto Romano* 2, Napoli 1993, 17-32] = “Guarino, Arangio”

A. Guarino, *Lettere dal Passato. Il Processo di Giusta*, Napoli 2013 = “Guarino, Giusta”

E. Herrmann-Otto, *Ex ancilla natus*, Stuttgart 1994 (book) = “Herrmann-Otto”

M. Igimi, *Pro Calatoria Themide. Prozess der Iusta und Lebensbedingungen der Freigelassenen*, in: ZRG RA 140 (2023) 324-337 = “Igimi”

H. Krüger, *Der Ingenuitäts- und Libertinitätsprozess*, in: St. Salvatore Riccobono 2, Palermo 1936, 227-253 = “Krüger”

W. Kunkel, *Die römischen Juristen. Herkunft und soziale Stellung*, Nachdr. Köln² 2001 (book) = “Kunkel, Herkunft”

O. Lenel, *Palingenesia iuris civilis*, Leipzig 1889, vol.1-2 (book) = Lenel, Pal. 法学者別の通し番号で同書の再構成を示す

E. Metzger, *The Case of Petronia Iusta*, RIDA 3. series, 47 (2000) 151-165 = “Metzger”

H. Mouritsen, *The Freedman in the Roman World*, Cambridge 2011 (book) = “Mouritsen”

H. Mouritsen, *CIL X 1403: the album from Herculaneum and the nomenclature of the Latini Iuniani*, ZPE 161 (2007) 288-290 = “Mouritsen, CIL”

E. van Opstall, *The Wicked Stepmother*, *Fabula* 64(3-4) (2023) 298-321 = “Opstall”

M. Pagano, Ercolano in: M. Pagano (ed.), *Gli antichi ercolanesi. Antropologia, società, economia*, Napoli 2000, 19-23 = “Pagano”

A. Piganiol, *Observations sur le procès de Justa*, in: St. Ugo Enrico Paoli, Firenze 1956, 563-567 = “Piganiol”

G. Pugliese Carratelli, *TABVLAE HERCVLANENSES II, La parola del passato* 3 (1948, repr.1971) 165-184 = “Pugliese Carratelli”

B. Rawson, *Children in the Roman Familia*, in: Beryl Rawson (ed.), *The Family in Ancient Rome*, Ithaca (NY) 1986, 170-200 = “Rawson”

H. Siber, *Praejudicia als Beweismittel*, in: *Festschrift für Leopold Wenger* 1, München 1944, 46-82 = “Siber”

P. Watson, *Ancient Stepmothers. Myth, Misogyny & Reality*, Leiden 1995 = “P. Watson”

P.R.C. Weaver, *Children of Freedmen (and Freedwomen)*, in: Beryl Rawson (ed.), *Marriage, Divorce and Children in Ancient Rome*, Oxford 1991, 166-190 = “Weaver”

五十君麻里子「ローマ大衆の法知識～プラウトゥス喜劇における『笑源』としての法」『法政研究 79-3』（2012年）209-238 = 拙稿「ローマ大衆の法知識」

五十君麻里子「古代ローマにおける解放奴隷の扶養に関する一考察～Q.C.スカエウォラ法文学説彙纂三四卷一章一六法文一項を手掛かりに～」『法政研究 86-3』（2019年）585-597 = 拙稿「解放奴隷の扶養」

五十君麻里子「古代ローマにおける扶養に関する和解をめぐる手続について～マルクス・アウレリウス帝演説に基づく公的介入～」『法

政研究 87-3』(2020年) 571-599 = 拙稿「和解手続」

五十君麻里子「庇護と自立のはざままで：古典期ローマ法における解放奴隷と委任に関する一考察」『法政研究 89-3』(2022) 27-37 = 拙稿「自立と庇護」

Wolfgang Kaiser 著／森光訳「Case 3 生まれながらの自由人か、それとも被解放自由人か—ユスタの裁判—」 U・ファルク/M・ルミナティ/M・シュメーケル編著 = 小川浩三/福田誠治/松本尚子監訳『ヨーロッパ史のなかの裁判事例。ケースから学ぶ西洋法制史』(ミネルヴァ書房 2007年) 47-67 = 「カイザー」

篠森大輔「古典期ローマ法における信託遺贈の効力について」本誌 2 号 (2021 年) 1-48 https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/262541/1/ARK2_1.pdf = 「篠森」

J. J. デイス／穴沢唹光訳『ヘルクラネウムよみがえった古代ローマ都市』(学生社 1976年) = 「デイス」

馬場典明『ローマ大土地所有制研究』(https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_detail_md/?lang=0&amode=MD100000&bibid=4103493) (2020年発行) = 「馬場」

樋脇博敏「『名無しの権兵衛の娘』と自称する女」『史論 53』(2000年) 1-27 = 「樋脇」

水野紀子「多様化する家族と法的課題：日本」『日仏文化 86』(2017年) 114-125 = 「水野」

宮坂渉「1 世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿と法 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 60-65)」本誌 2 号 (2021 年) 49-156
https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/262542/1/ARK2_49.pdf = 「宮坂」

森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か? ヘルクラネウム出土の蠟引書字板を読む (前編・後編 1・後編 2)」『白門 第 6 1 巻 (10)(11)(12)』(2009 年) = 「森(10)(11)(12)」

吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の文言解釈」『廣島法学 35-3』(2012 年) 1-24 = 「吉村 1」

吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の擬制的解釈」『廣島法学 37-1』(2013 年) 87-109 = 「吉村 2」

* *Digesta* の翻訳には以下の各国語訳を参考にした。

仏訳 : H. Hulot, *Le Cinquante Livres du Digeste ou des Pandectes de L'Empereur Justinien 1-7*, Metz 1803-1805. repr. Aalen 1979

旧独訳 : K. E. Otto/B. Schilling/K. F. F. Sintenis, *Das Corpus Juris Civilis² 1-7*, Leipzig 1830-1833. repr. Aalen 1984

英訳 : A. Watson, *The Digest of Junstinian 1-4*, Philadelphia 1985

新独訳 : R. Knütel/O. Behrends/et al., *Corpus Iuris Civilis. Text und Übersetzung 2-5*, Heidelberg 1995-2012

* 辞書・辞典として

G. Wissowa, Paulys *Realencyclopädie der classischen*

Altertumswissenschaft, Stuttgart 1894 = RE

K. Georges/H. Georges, Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch, Hannover⁸ 1913 (Nachdr. 1995) = Georges

F. Gaffiot, Dictionaire Latin Français, Paris 1934 = Gaffiot

T. Lewis/C. Short, A Latin Dictionary, Oxford 1969 = Lewis/Short

H. Heumann/E. Seckel, Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts, Graz¹¹ 1971 = Heumann/Seckel

H. Menge, Langescheidts Großwörterbuch, Lateinisch-Deutsch, Berlin²³ 1988 = Langescheid

S. Hornblower/A. Spawforth (ed.), The Oxford Classical Dictionary, Oxford⁴ 2012 = OCD